

「黒い雨」広島地裁判決に係る対応（控訴）について

令和2年8月19日
被爆者支援課

1 趣旨

7月29日に広島地裁で被告（県・広島市）敗訴の言い渡しがあった判決への対応について、広島市及び国と協議・検討を重ねた結果、控訴せざるを得ないとの結論に至り、控訴期限である8月12日、広島法務局を通じて控訴の手続きを行った。

2 控訴するに至った理由

- (1) 今回の判決が確定すれば、原告の84名には被爆者健康手帳が交付されるが、「黒い雨」降雨地域の拡大をはじめ現行基準が変わらない限り、他の「黒い雨」被爆者の援護につながらないこと。
- (2) 国と協議を重ねる中で、「黒い雨降雨地域の拡大」を改めて強く要望した結果、国から、「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討を行うため、これまで蓄積されてきたデータの最大限の活用等により、最新の科学技術を用いて、可能な限りの検証を行いたいとの方針を提示されたこと。
- (3) 法定受託事務であることから、法律上、県・市ともにこれを適切に履行していかなければならない立場にあること。

こうしたことを踏まえ、県としては、今回の判決については国の要請に従い、控訴せざるを得ないとの判断に至った。

3 今後の対応

今回、国から示された「黒い雨地域の拡大も視野に入れた再検討」が適切に行われるよう、次の2点について、広島市とともに国に強く要請していく。

- ① 国がデータの検証を行うに当たっては、県・市を参加させること。
- ② 黒い雨体験者の高齢化が進んでいることを踏まえ、年度内には方向性を示すこと。